

## 屋内給油取扱所の範囲改正に関する Q & A

### Q 1 今回の省令改正の概要は？

A 1 改正前は、キャノピーなどの面積が敷地面積の「3分の1」までの施設を屋外給油取扱所、「3分の1」を超える施設を屋内給油取扱所と区分されていたところ、今回の改正で面積比が見直され、火災予防上安全と認められる場合には、「3分の2」までが屋外給油取扱所となりました。

### Q 2 屋内給油取扱所と屋外給油取扱所の違いは？

A 2 屋内給油取扱所は、可燃性蒸気が滞留しやすく火災時の避難困難性が高いことから、屋外給油取扱所より厳しい法令基準となっており、可燃性蒸気回収装置や自動火災報知設備(一面開放の場合)などの設置が必要となっています。

また、設置又は変更の許可申請や完成検査申請の手数料は、屋内給油取扱所は屋外給油取扱所より高い金額となります。

(参考；変更許可申請の手数料、屋内給取：33,000 円、屋外給取：26,000 円)

### Q 3 今回の改正で、屋内給油取扱所の範囲から外れる施設の手続きとは？

A 3 既に屋内給油取扱所として許可を受けた施設で、今回の改正により屋内給油取扱所の範囲から外れ、屋外給油取扱所として許可を受けたものとして取扱う場合は、手続きが必要となります。

具体的には、工事が発生しない場合（面積比が3分の2以下で、火災予防上安全と認められる例に合致している）は軽微な変更事項届出、キャノピーや設備などに工事が発生する場合は変更許可申請の手続きが必要です。いずれの手続きも、消防局危険物保安課が窓口となります。

### Q 4 上の場合、なぜ手続きが必要なのですか？

A 3 危険物行政における「許可」は、設置者から申請があったものについて、法令基準に適合する場合に市町村長等が行うものとなっています（消防法第11条）。このため、今回の改正で屋内給油取扱所から屋外給油取扱所になる施設についても、原則として、設置者による手続きをお願いするものです。

### Q 4 手続きをしなければどうなるのですか？

A 4 今回の改正により屋内給油取扱所の範囲から外れる可能性があるものについて、手続きが行われない場合は、今後も引き続き屋内給油取扱所として扱われることとなります。この場合、手続きを行わないことにより不利益が生じることはありません。